|  |
| --- |
| 令和６年第４回本部町議会定例会会議録 |
| 招集年月日 | 令和６年６月18日 |
| 招集場所 | 本部町議会議場 |
| 開閉会日時及び宣言 | 開　　議 | 令和６年６月20日　　　午前10時00分 |
| 閉　　会 | 令和６年６月20日　　　午前10時50分 |
| ※　出席並びに欠席議員は下記のとおりである。　　出　　席　　11　名　　 　　　欠　　席　　１　名　　 　　　欠　　員　　２　名 |
| 議席番号 | 氏　　　名 | 出席等別 | 議席番号 | 氏　　　名 | 出席等別 |
| １ | 仲　程　　　清 | 出 | ９ | 仲宗根　須磨子 | 出 |
| ２ | 長　濱　　　功 | 〃 | 10 | 崎　浜　秀　昭 | 〃 |
| ３ | 山　川　　　竜 | 〃 | 11 | 比　嘉　由　具 | 〃 |
| ５ | 松　田　大　輔 | 〃 | 12 | 座間味　栄　純 | 〃 |
| ６ | 欠　　　　員 |  | 13 | 欠　　　　員 |  |
| ７ | 伊良波　　　勤 | 出 | 14 | 具志堅　　　勉 | 出 |
| ８ | 具志堅　正　英 | 〃 | 15 | 松　川　秀　清 | 欠 |
|  |  |  |  |  |  |
| ※　会議録署名議員 |
| １番 | 仲　程　　　清 |  | ２番 | 長　濱　　　功 |  |
| ※　地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。 |
| 町長 | 平　良　武　康 | 副町長 | 上　原　正　史 |
| 教育長 | 喜　納　すえ子 | 住民生活統括監 | 仲宗根　　　章 |
| 産業振興統括監 | 並　里　　　力 | 総務課長 | 宮　城　　　健 |
| 住民課長 | 大　城　尚　子 | 福祉課長 | 渡久地　政　克 |
| 健康づくり推進課長 | 大　濱　兼　愛 | 子育て支援課長 | 有　銘　高　啓 |
| 企画商工観光課長 | 喜　納　政　国 | 建設課長 | 渡久地　　　要 |
| 農林水産課長 | 平安山　良　信 | 上下水道課長 | 知　念　　　毅 |
| 会計管理者兼会計課長 | 大　城　　　睦 | 教育委員会事務局長 | 安　里　孝　夫 |
| ※　本会議に職務のため出席した者 |
| 事務局長 | 崎　原　　　誠 | 主任主事 | 與那嶺　　　卓 |

議　　事　　日　　程

６月20日（木）３日目

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 日程番号 | 議案番号 | 件　　　　　　　名 |
| １ | 議案第31号 | 本部町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について　　　　　　　　　　　　　　　（議案審議・採決） |
| ２ | 議案第32号 | 本部町母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について　　　　　　　　　　　（議案審議・採決） |
| ３ | 議案第33号 | 沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更について（議案審議・採決） |
| ４ | 議案第34号 | 本部港（渡久地地区）浮桟橋の設置及び管理に関する条例の制定について　　　　　　　　　　　　　　　　　　（議案審議・採決）  |
| ５ | 議案第35号 | 本部町製氷荷捌き施設維持管理基金条例の一部を改正する条例の制定について　　　　　　　　　　　　　　　　（議案審議・採決） |
| ６ | 議案第36号 | 本部町教育支援委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（議案審議・採決） |
| ７ | 議案第37号 | 動産の買入れ契約の締結について〈バリアフリーバス購入〉（議案審議・採決） |
| ８ | 議案第38号 | 工事請負契約の締結について〈健堅石嘉波線道路改良工事（その２）〉　　　　　　　　　　　　　　　　　　（議案審議・採決） |
| ９ | 議案第39号 | 令和６年度本部町一般会計補正予算について　（議案審議・採決） |
| 10 | 議案第40号 | 令和６年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について（議案審議・採決） |
| 11 | 議案第41号 | 令和６年度本部町水道事業会計補正予算について（議案審議・採決） |
| 12 | 議案第42号 | 令和６年度本部町下水道事業会計補正予算について（議案審議・採決） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 日程番号 | 議案番号 | 件　　　　　　　名 |
| 13 | 決議第２号 | 議員派遣の件　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（採　決） |

○　副議長　具志堅　勉　これから本日の会議を開きます。 開　議（午前10時00分）

　本日の議事日程は、お手元にお配りましたとおりでございます。

　先日、議案説明を終了していますので、議案の審議・採決を行います。

　日程第１．議案第31号　本部町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

　本案について審議・採決を行います。質疑を行います。８番　具志堅正英議員。

○　８番　具志堅正英　本町の固定資産税の３年間の延長ですけれども、この３年間の延長によって、免税額がどれぐらいなのか。それからこの延長されることによる本町の産業の免除効果がどれぐらい出るのか、予想しているのかお伺いします。

○　副議長　具志堅　勉　住民課長。

○　住民課長　大城尚子　国の省令が３年間延びたことによる改正ではありますが、令和３年度から５年度にかけて、３事業者が固定資産税の課税の対象となっておりました。令和６年度については現在、対象となっている事業者はございませんが、延長されたことによって免除に該当する事業所が上がってくるかと思っております。

　固定資産税の合計の課税免除額は275万3,600円でございます。

○　副議長　具志堅　勉　ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

　これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

　これから議案第31号　本部町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。議案第31号　本部町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

　日程第２．議案第32号　本部町母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

　本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

　これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

　これから議案第32号　本部町母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。議案第32号　本部町母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

　日程第３．議案第33号　沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

　本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

　これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

　これから議案第33号　沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを採決します。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。議案第33号　沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

　日程第４．議案第34号　本部港（渡久地地区）浮桟橋の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

　本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。１番　仲程　清議員。

○　１番　仲程　清　それでは幾つか質疑いたします。

　設置条例がありますけれども、その中で施行は令和６年７月１日となっておりますけれども、これについては供用開始は同日ということでよろしいでしょうか。それが１点。

　それと第８条の利用料金等というのがありますけれども、これについてはこのバースというんですかあれは、桟橋の。それの利用者は全てという料金が発生するのか。それが１点。

　それと第10条、施設等利用料というのがありますけれども、これは今幾らになるのか。

　それと第11条の中で事業報告、指定管理者は、管理する施設の業務に関し、毎会計年度終了後、事業報告を作成し、町長に報告しなければならない。これは収入が伴うのであれば、収支報告は関係なしです、事業報告の中に全部含まれているという理解でよろしいでしょうか。以上です。

○　副議長　具志堅　勉　農林水産課長。

○　農林水産課長　平安山良信　ご説明いたします。

　仲程議員から４点の質疑がありました。まずは１点目のこの条例の施行が７月１日となっておりますが、供用開始は７月１日になるかという話なんですが、今現在、浮き桟橋、物はでき上がっております。私も出勤する前に現場を見てきたんですが、８本の補助桟橋がしっかりとついていて、今は最終の浮き桟橋を支柱に固定するローラーの調整等を行っています。この調整が今週いっぱいかかる予定となっておりまして、来週いっぱいで事業者は実績報告書を整理して、来週末が事業の後期となっておりますので、６月28日に工事が完了すると。その後に町のほうで検査がありますので、その検査の準備をしております。本来であればもっと早めに検査をして、７月１日施行と同時に供用開始したかったんですが、この長雨の影響で雷が鳴ったときに、那覇から浮き桟橋を運べなかったということがありまして、物自体はできているんですが、検査の都合で今、１週間程度、供用開始が遅れる予定となっております。物自体は６月28日に完成はしています。その検査の後に供用開始となりますので、１週間ぐらい遅れる見込みとなっております。

　あと２点目の利用料金についてでありますが、この浮き桟橋８本あります。８本あって、その１本の補助桟橋の両方に船が停泊できるようになっております。16隻の船を泊めることができて、うち１か所はフリースペースということで、どなたがでも泊められるような形になって、残りの15のスペースについては漁港のほうで、誰が利用しているかというものを決めていくことになります。その15のフリースペースにつきましては、利用料金はかかりませんが、30分程度の係留で、荷物を乗せたり降ろしたりとか、お客様を乗せたりとか、降ろしたりとか、そういったものをやりますが、その部分については、利用料金は発生しませんが、残りの15の区画については利用料金が発生することとなります。

　あと３点目の第10条の施設等利用料についてでありますが、これは規則のほうで定めていく形になりますが、今本町としましては、この管理委託を漁協に委託するということで今、進めております。漁協が利用者から利用料金を徴収して、その金額の２分の１を施設の利用料として町に納めるということで考えております。あと事業の報告についてでありますが、事業年度が４月から３月までとなっておりまして、５月末までに本部町に報告する形になります。その内容につきましては、今漁協とも協議をしているんですが、この15隻、船は泊まりますけれども、この15隻はどういった船が泊まっていたのか。例えば漁業者であればどれぐらいの水揚げがあったのか。遊漁船であればどれぐらいのそういう出航とか、そういうものがあったのかというものを報告されるということで今考えております。以上です。

○　副議長　具志堅　勉　１番　仲程　清議員。

○　１番　仲程　清　収支報告書は伴わないということでいいんですか。

○　副議長　具志堅　勉　農林水産課長。

○　農林水産課長　平安山良信　収支も伴います。利用料金につきましては、今１年間で６万円を予定しています。月5,000円の12か月で６万円、この１隻６万円の15隻がありますので、90万円、利用料金は変わらないです。これはもちろん、それだけ入ってきて、その２分の１を利用料として町に、維持管理のために納付していただくということで、もちろんその収支もそうですし、利用状況も報告として出させる形になります。以上です。

○　副議長　具志堅　勉　１番　仲程　清議員。

○　１番　仲程　清　収支報告書を伴わない。その中であえて事業報告にしているものだから、ちょっと気になっております。収支報告についても入れるべきではないかと思うんですがどうですか。

○　副議長　具志堅　勉　農林水産課長。

○　農林水産課長　平安山良信　ご説明します。

　議員、収支報告も伴います。この中にはもちろん利用料を幾ら徴収して、その２分の１を町に納めるということも、もちろん記載していただきますし、利用状況についてもどういった船が泊まって、どれぐらいの水揚げがあったのか。どれぐらいの遊漁の出航があったのかとか。そういったものも報告させますので、以上です。

○　副議長　具志堅　勉　４回目ですが、特別許可します。１番　仲程　清議員。

○　１番　仲程　清　その11条の文言の中に、それを入れるべきじゃないかと私は言っているわけです。事業報告を作成し、２か月以内に町長に報告しなければならないとしているところを、そこに収支報告書を入れるべきじゃないかと私は言っているわけです。どうなんですか。その中に包含されているという理解なのかどうか。

○　副議長　具志堅　勉　農林水産課長。

○　農林水産課長　平安山良信　ご説明いたします。

　この11条の事業報告の中に包含されているというのは、ほかの農林水産施設についても、例えば利用実績とか、修繕にかかっている費用とか、そういったものはあわせて出していただいていますので、この中に含まれているという認識でいます。

○　副議長　具志堅　勉　ほかに質疑ありませんか。８番　具志堅正英議員。

○　８番　具志堅正英　浮き桟橋使用料なんですけれども、月5,000円、年間６万円、この船主との契約といいますか、期間は、１回でもできるのか、それとも年間契約なのか、その都度徴収するのか。

　それとこれは漁協が管理するということですけれども、現在、荷さばき施設、この管理規約もあると思いますが、これは今回、この荷さばき施設を本部港に変更するということで、それが一体になるということですか。荷さばき施設の管理とこの浮き桟橋の管理が。その辺をお伺いします。

○　副議長　具志堅　勉　農林水産課長。

○　農林水産課長　平安山良信　ご説明いたします。

　議員から２点の質疑がありました。まず契約についてでありますが、これは町から漁協に管理委託を行いますので、その中で漁協が漁民の方、または遊漁船をやっている方に案内をして広報します。その中で漁協とその相手方、我々ももちろん審査等に入りますが、入ってやります。基本的には１年間の契約になりますので、例えば１か月とかそういうものではなくて、１年間の契約になります。その中で利用料金につきましても、１年分まとめて一括で納付するということを条件として考えておりますので、毎月納めるのではなくて、一括で納めてもらうということで考えています。

　あと、今回専用の荷さばき施設のこの後に基金条例の一部改正がありますが、この施設自体は、荷さばき施設は荷さばき施設、今回は渡久地港の浮き桟橋施設。これはこれでまた設置条例をつくって、それぞれで上がってくる利用料を基金、現在は専用荷さばき施設の維持管理の基金条例がありますが、それを広く渡久地港、北岸のこれから整備する施設とあわせて利活用していきたいという考えがあって、基金については今ある専用荷さばき施設と浮き桟橋のものを一緒にして、水産施設という形で考えているということで、それぞれ施設は別で設置条例を持っていて、維持管理の基金は一本化するという方針であります。以上です。

○　副議長　具志堅　勉　ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

　質疑なしと認めます。

　これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

　これから議案第34号　本部港（渡久地地区）浮桟橋の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。議案第34号　本部港（渡久地地区）浮桟橋の設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

　日程第５．議案第35号　本部町製氷荷捌き施設維持管理基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

　本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

　これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

　これから議案第35号　本部町製氷荷捌き施設維持管理基金条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。議案第35号　本部町製氷荷捌き施設維持管理基金条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

　日程第６．議案第36号　本部町教育支援委員会設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

　本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。３番　山川　竜議員。

○　３番　山川　竜　この提案理由なんですが、学校運営における複雑化したニーズに柔軟に対応するため、専門知識を有する者の重要性が高まっている。この人数確保が難しくて、人数規定を今除く条例の制定ということなんですが、その人数規定についての除く部分というのは、ほかの市町村とあわせているというところだと思いますが、この前段の複雑化したニーズに柔軟に対応できるかどうかというのが、まずポイントなのかなと思いますけれども、この人数の確保が難しい。だから人数規定を除くと。人数を絞った上でこの複雑化したニーズにこの専門性の高い方を本当に採用して、人数を絞ることがこの課題解決につながるのかというのを説明をお願いしたいと思います。

○　副議長　具志堅　勉　教育委員会事務局長。

○　教育委員会事務局長　安里孝夫　ご説明いたします。

　複雑化したニーズという言葉の意味と人数の削除の関係かと思いますけれども、今ですね、インクルーシブ教育という形で、いろいろな方を受け入れて学校運営をしていきましょうという形で現在、学校運営がなされております。それで障害であるとか、特性ある児童生徒も含めて皆さん、みんなで学校をともに歩んでいきましょうという考え方がありまして、複雑化したニーズというのがそういう意味での文言となっております。今回条例改正の提案をさせていただいたんですけれども、本条例自体が昭和53年に制定されて、それ以降の改正がなかったものですから、各委員の数というのが、それぞれ決められた人数が載っていたのが現行でございます。今、その対象となる児童生徒を判定する場合に、専門的知識を有する方が検査するんですけれども、その方たちに対して委嘱という形で委員を選んでいるんですけれども、その方たちの確保というのが必要になってくる関係で、この人数というのは排除して11人の中で今回、４項目にある人員の職を充てようという内容となっております。以上です。

○　副議長　具志堅　勉　３番　山川　竜議員。

○　３番　山川　竜　理解をいたしました。

　この委員、改正案第３条、委員11人以内で組織するというところなんですが、今はまず人数の制限をしていた現行案であれば、この11人というのが確保されるのかなと思うんですが、この「11人以内」というところで、やはり人数を確保できなかったから７人にしたり、６人にしたりということがないように、やはり先ほど説明があったようにいろんな複雑化したニーズがあるということは、いろんな専門性の高い有識者の方の意見を聞きながら、やはりこの委員会というのは構成されなければいけないのかというふうに思いますので、人数が確保できないから６人にしたり、７人にしたりということがないように、しっかり今までどおり人数の確保をして委員会の組織をつくり上げていただきたいというふうに思いますのでよろしくお願いします。以上です。

○　副議長　具志堅　勉　教育委員会事務局長。

○　教育委員会事務局長　安里孝夫　議員ご指摘のとおり11人以内とあるんですけれども、我々としては11人、専門性を持った方を選任して、より幅の広い知見の中で審査していきたいと思いますので、ご意見ありがとうございました。

○　副議長　具志堅　勉　よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

　質疑なしと認めます。

　これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

　これから議案第36号　本部町教育支援委員会設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。議案第36号　本部町教育支援委員会設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

　日程第７．議案第37号　動産の買入れ契約の締結について〈バリアフリーバス購入〉を議題とします。

　本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

　これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

　これから議案第37号　動産の買入れ契約の締結について〈バリアフリーバス購入〉を採決します。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。議案第37号　動産の買入れ契約の締結について〈バリアフリーバス購入〉は、原案のとおり可決されました。

　日程第８．議案第38号　工事請負契約の締結について〈健堅石嘉波線道路改良工事（その２）〉を議題とします。

　本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。８番　具志堅正英議員。

○　８番　具志堅正英　この石嘉波線の経路なんですけれども、この里道の旧道を使わないで、新たにやる部分がありますけれども、これはどうしてなのか伺います。

○　副議長　具志堅　勉　休憩します。 休　憩（午前10時30分）

　再開します。 再　開（午前10時31分）

　建設課長。

○　建設課長　渡久地　要　ご説明いたします。

　今ある現道を使わずに、なぜこういう線形になったかということなんですけれども、終点部このＡ３の図面で言うと、本工事終点№29＋19.85というところなんですが、そこの部分の道路の縦断勾配がきつくて、道路構造令的に道路の設計が難しいということで、現道を使わずに今の線形になっております。以上です。

○　副議長　具志堅　勉　８番　具志堅正英議員。

○　８番　具志堅正英　確かに今の現状の道路は急勾配で、昇り降りが大変なところですけれども、新設部分ですね、この部分も結構岩があったり、工事が難工事になるような感じがするんですけれども、その辺はどういうふうに検討されていますか。

○　副議長　具志堅　勉　建設課長。

○　建設課長　渡久地　要　ご説明いたします。

　現在の線形、計画線形において、難工事になるのではないかというご質疑なんですが、道路の縦断勾配的にはずっとフラットに近い形で持っていけますので、あとは道路の路体になる部分、道路の土台になる部分をどうつくっていくかという工事になりまして、そこは構造物である程度、盛り土等を抑えながら持っていけますので、現道を使った形よりは、工法的にはやりやすい工事にはなると考えております。以上です。

○　副議長　具志堅　勉　８番　具志堅正英議員。

○　８番　具志堅正英　ここは一応用地買収は入っているんですか。

○　副議長　具志堅　勉　建設課長。

○　建設課長　渡久地　要　ご説明いたします。

　用地買収も全て終わってはおりませんが、計画的に今入っておりまして、工事に着手できるようになっております。以上です。

○　副議長　具志堅　勉　ほかに質疑ありませんか。10番　崎浜秀昭議員。

○　10番　崎浜秀昭　石嘉波線の道の整備、区民として非常にすばらしいことでお礼を申し上げます。

　最初の計画では、この道路整備ではなくて、本部そばの方向での整備が計画されていたんだけど、それが変更になった理由と、あとまた本部そばへの計画、その計画はどうなっているのかということをお伺いします。

○　副議長　具志堅　勉　休憩します。 休　憩（午前10時34分）

　再開します。 再　開（午前10時35分）

　建設課長。

○　建設課長　渡久地　要　ご説明いたします。

　当初計画と違う路線になった理由ですけれども、当初というか、以前の計画と違った理由なんですけれども、現在もう施工が完了している449号から上ってくる部分、ここのほうの傷みが激しくて、まず優先度からしてここから着手したほうがいいという判断の下で、この路線を優先して施工しております。事業を開始しております。以前あった本部そばのほうから上っていく道路のほうは、次年度以降の要望事項として予算要求として現在今、検討しているところでございます。以上です。

○　副議長　具志堅　勉　よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

　質疑なしと認めます。

　これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

　これから議案第38号　工事請負契約の締結について〈健堅石嘉波線道路改良工事（その２）〉を採決します。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。議案第38号　工事請負契約の締結について〈健堅石嘉波線道路改良工事（その２）〉は、原案のとおり可決されました。

　日程第９．議案第39号　令和６年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。

　本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。３番　山川　竜議員。

○　３番　山川　竜　２点、質疑をいたします。

　１点目、このＡ３の一覧から質疑したいと思います。２次交通促進町産品ＰＲ事業について、どのような効果を期待とているのか。そして期間はいつまでの期間で予定しているのか。

　あともう１点、本部町立小・中学校ネットワークアセスメント事業について、こちらは今、ネットワークに現状の課題があるのか。それとも将来に向けての調査になるのかというのを伺います。

○　副議長　具志堅　勉　企画商工観光課長。

○　企画商工観光課長　喜納政国　ご説明いたします。

　効果につきましては、ジンベイマリンの利用促進と、あと町産品のＰＲ、利用促進、また町営市場の活性化等を見込んでおります。期間につきましては、９月１日から予算の範囲内でということで、年度内で予定しております。以上です。

○　副議長　具志堅　勉　教育委員会事務局長。

○　教育委員会事務局長　安里孝夫　ご説明いたします。

　学校ネットワークアセスメント業務委託料についてなんですけれども、ＧＩＧＡスクール構想の一環として、今後の整備に関する内容となっております。課題についてなんですけれども、今学校も役場を含めたネットワークにつながっているので、生徒が授業で使用する際に、一斉に通信が始まるものですから速度が遅くなる傾向がありますので、それをちょっとブレイクアウトする方向で今、進めているところであります。

○　副議長　具志堅　勉　３番　山川　竜議員。

○　３番　山川　竜　２次交通促進町産品ＰＲ事業について、その配布方法といいますか、商品券だけをジンベイマリンの利用者に配布をするのか。それともチラシにして配布をするのか。そういったところをちょっとお伺いしたいと思います。何かの事業とつなげたほうが何か、この単体だけで商品券を配布するという事業だと、なんか効果が少し薄いようなそういう気もするんですけれども、そこら辺も含めて当局の見解を伺いたいと思います。何かとセットにして、この事業をもう少し幅広く協力を仰げるような体制といいますか。そういった体制にもできないものかと考えていますけれども、当局の見解をまずはお伺いしたいと思います。

　ネットワークアセスメント事業に関しては、複雑なネットワークを組んでいるところだと思いますので、しっかり事業を通してその課題を見つけて今後に向けて取組を進めていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

○　副議長　具志堅　勉　企画商工観光課長。

○　企画商工観光課長　喜納政国　ご説明いたします。

　配布方法につきましては、那覇から本部に来た方、降りるときに商品券をお渡しするというような形で今、検討しております。何かの事業とつなげられないかということなんですけれども、今現在、本部町のほうで周遊バスも走らせていまして、それもこのジンベイマリンが着く時間に合わせてダイヤを組んでいます。その中で、ふるさと納税とか、そういったものを何かＰＲできないか。今後検討していきたいと考えております。以上です。

○　副議長　具志堅　勉　ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

　質疑なしと認めます。

　これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

　これから議案第39号　令和６年度本部町一般会計補正予算についてを採決します。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。議案第39号　令和６年度本部町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

　日程第10．議案第40号　令和６年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

　本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

　質疑なしと認めます。

　これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

　これから議案第40号　令和６年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。議案第40号　令和６年度本部町国民健康保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

　日程第11．議案第41号　令和６年度本部町水道事業会計補正予算についてを議題とします。

　本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

　これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

　これから議案第41号　令和６年度本部町水道事業会計補正予算についてを採決します。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。議案第41号　令和６年度本部町水道事業会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

　日程第12．議案第42号　令和６年度本部町下水道事業会計補正予算についてを議題とします。

　本案について審議・採決を行います。質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

　これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

　これから議案第42号　令和６年度本部町下水道事業会計補正予算についてを採決します。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。議案第42号　令和６年度本部町下水道事業会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

　日程第13．決議第２号　議員派遣の件を議題とします。

　お諮りします。本案は別紙のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。したがって決議第２号　議員派遣の件は別紙のとおり可決されました。

　議決事件の議事整理についてお諮りします。会議規則第45条の規定により、令和６年第４回本部町議会定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。したがって本定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することに決定しました。

　本定例会に付された事件は全て終了しました。

　これで本日の会議を閉じます。

　令和６年第４回本部町議会定例会を閉会します。 閉　会（午前10時50分）

　地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

　令和　年　月　日

本部町議会副議長　具志堅　　　勉

本部町議会議員　仲　程　　　清

本部町議会議員　長　濱　　　功